

小牧市立小牧西中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。またどの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、心の教室相談員等を加える。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理を図る。
- ・ いじめの状況について、職員会議等の場で実態と対策について共通理解を行う。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ 学校におけるいじめの防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。
- ・ 当該組織は、いじめの疑いに関する情報を共有し、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を行う。教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、また個人で判断せず、直ちに報告・相談する必要がある。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断できる状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。また、再発の可能性も考え、日常的に注意深く観察する必要がある。

- ① いじめにかかる行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に確認すること

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 学び合う学びの理念を生かした授業づくりを通して、意欲的に学習に取り組む生徒を育成するとともに、自己肯定感がもてる生徒を育てる。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施(年4回)し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 生活記録を活用し、いじめ等の問題行動の早期発見に努める。
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ 心の相談員やスクールカウンセラーを紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒とその保護者に対して適切に情報を提供する。

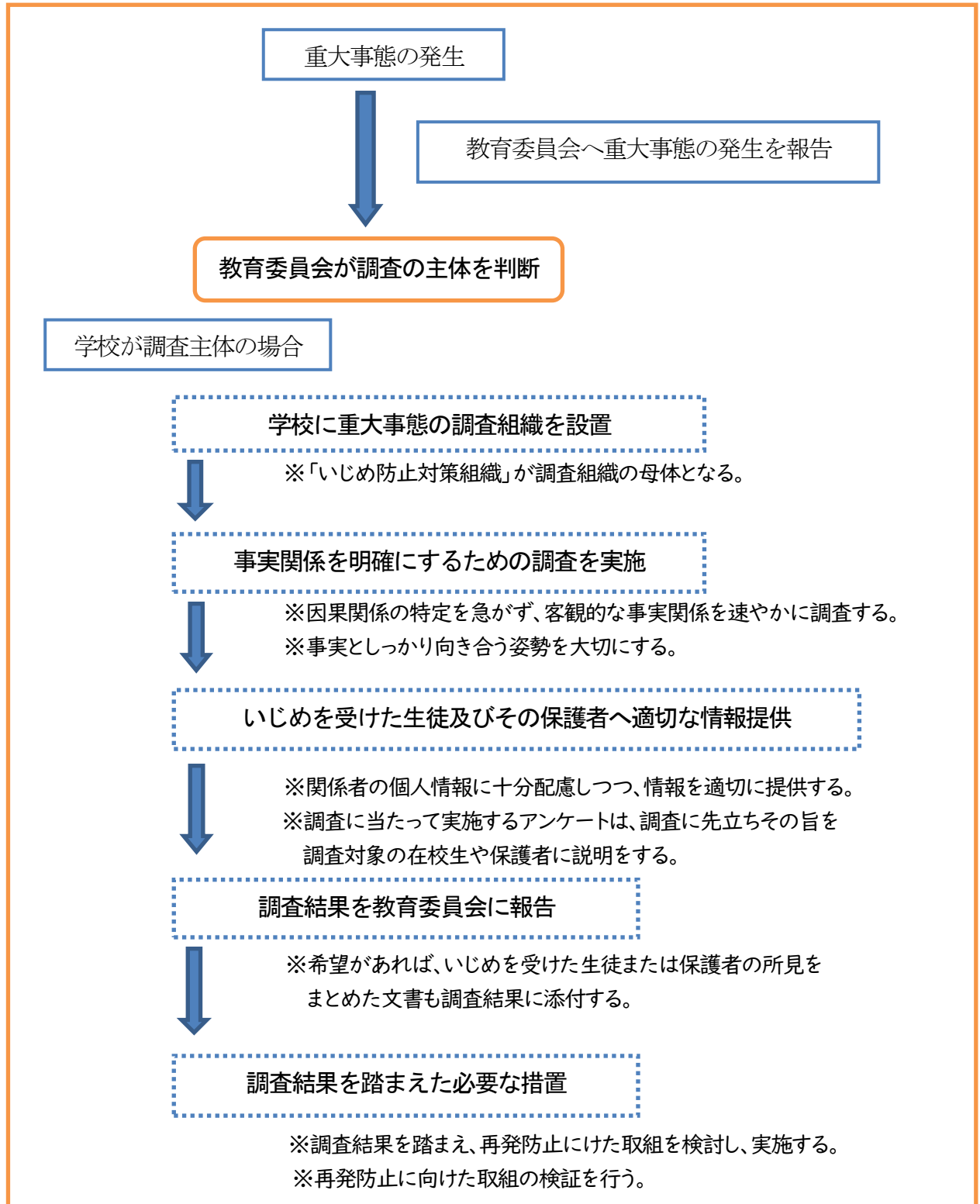
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施(12月)し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年11回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は学校ホームページに掲示する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画例>

| | 「いじめ・不登校対策委員会」 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|
| 4月 | P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ P ↑ | ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 | ○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） | ○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 | ○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 |
| 5月 | | ○現職教育①「生徒理解と学級づくり」 | ○学級活動（1年） ○野外生活（2年） ○修学旅行（3年） | | |
| 6月 | | | ○情報モラル指導（ネットモラル） | ○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間 ○QU検査 | ○公開授業 ○学校評議員会 ○PTAあいさつ運動 |
| 7月 | | ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 | ○QU結果検討会 | | ○個人懇談会 |
| 8月 | | ○中間評価→検証 | | | |
| 9月 | | | ○体育祭への取り組み | | |
| 10月 | | ○現職教育②（ケーススタディ） | ○文化祭への取り組み ○赤い羽根募金活動 ○文化祭 ○コーラス大会 | | ○PTAあいさつ運動 |
| 11月 | | | ○職業人体験（2年） | ○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間 | |
| 12月 | | ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 | ○人権週間（講話） | | ○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート |
| 1月 | | | ○保健指導（命の大切さ） ○QU結果検討会 | | ○PTAあいさつ運動 ○学校評議員会 |
| 2月 | | ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 | | ○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間 | |
| 3月 | | ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し | | | ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価 |
| 通年 | ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 | 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実 | ○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活記録 | | |

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。